



報道関係者 各位

令和2年11月1日（日）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新田 純康

総務企画官 石井 健司

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和2年10月31日（土）、埼玉労働局職業安定部 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金集中処理センター（さいたま市中央区新都心8番地。以下「休業支援金センター」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口対応以外の事務作業に従事しておりましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として29日（木）にPCR検査を受け、31日（土）に感染が確認されたものです。

当該職員は、10月28日（水）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務しており、休業支援金センターにおいては、来庁者向けの受付窓口は開設していないことから、来庁者との接触を伴う業務は行っておりません。

また、休業支援金センター内の職員（2名）が保健所の判断により当該職員の濃厚接触者とされたため、休業支援金センターでは、濃厚接触者（2名）を自宅待機させるとともに、他の職員についても当該濃厚接触者（2名）のPCR検査の結果が判明するまでの間は自宅待機としており、保健所の助言のもと、休業支援金センターの消毒を実施した上で、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給関係業務を継続して実施することとしております。

なお、休業支援金センターでは、職員への感染防止対策を講じた上で業務を行うこととしておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。